

議員政治倫理条例違反の再発防止について
【再発防止策】

令和3年2月8日

御殿場市議会

1 はじめに

令和3年1月19日付で提出された御殿場市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求について、令和3年1月29日に審査結果として、審査請求のあった行為は同条例第4条第1号及び第3号の規定に違反していると判断し、『陳謝文の提出及び議場での朗読』が相当であると議会運営委員会に報告された。

御殿場市議会は、同条例第12条の規定に基づき、令和3年2月8日の議会運営委員会において、議会としての措置を決定するとともに再発防止策の検討を行い、今後このような事がないよう、以下のとおり再発防止策を講ずる。

2 再発防止策

(1) 議員全員を対象に「議員政治倫理」に関する研修の実施

- ・ 定期的（年1回程度）、及び条例違反が確認されたその都度、「議員政治倫理条例」の内容を含め、議員政治倫理に関する研修を実施し、議員政治倫理について常に真摯かつ誠実に自らの責任を明確に自覚し確認する。
- ・ 研修を通して議員政治倫理条例を制定した背景も共有化する。
- ・ 議員政治倫理条例の確認を兼ね、機会を捉え条文朗読を定期的に行う。

(2) 新人議員研修時「議員政治倫理」研修の実施

- ・ 新人議員研修会時に「議員政治倫理条例」の目的・内容を講義し、市議会議員としての人格と倫理を自覚し確認する。

(3) 公職選挙法の研修の実施

- ・ 過去に起きた違反行為などの実例等、公職選挙法に関する研修を実施し、再認識する。

(4) 再発防止策を実施した際、市民の皆さまへの広報

- ・ 議会広報等を活用し研修内容等を広く知らせる。

3 その他

今回の事案を議員全員が真摯に受け止め、早急な再発防止策として明治大学自治体政策経営研究所との連携に基づき、令和3年3月末までに明治大学教授 牛山 久仁彦 氏を講師に招き「議員政治倫理」に関する研修を実施する。

以 上